

予備試験

令和5年予備試験
論文式試験分析会
刑法 講師レジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 235660

LU23566

<分析例>

〔設問1〕 甲に監禁罪が成立するという主張の当否について **参考判例1**

1 本罪の保護法益は行動の自由（移動の自由）であるところ、「監禁」とは人を一定の区域場所から外に出ることを不可能又は著しく困難にしてその移動の自由を奪うことをいう。

甲は、Xに逃げられないようにするため、Xのいる小屋の出入口扉を外側からロープできつく縛り、内側から同扉を開けられないようにしたところ（以下、「本件閉じ込め行為」という。）、同小屋は、木造平屋建てで、窓はなく、出入口は上記扉1か所のみであったことから、客観的には本件閉じ込め行為によりXが容易に同小屋から脱出することができない状態となっている。もっとも、その後甲が同小屋に戻り、上記ロープをほどくまでの間、Xは熟睡して一度も目をさまさなかったことから、本件閉じ込め行為についてXが認識していない場合もなお「監禁」に当たるか否かについて検討する。

(1) 上述した本罪の保護法益について、あくまで現実の行動の意思を前提とする移動の自由（現実的自由）であると解する立場によれば、現に移動の意思を有していなかったXについては現実的な移動の自由が侵害されていないことから、本件閉じ込め行為は「監禁」に当たらない。

(2) しかしながら、現に移動の意思を有していない者についても場所的移動を為し得る限り客観的には行動の自由を有している以上、本罪の客体から除外すべきではない。したがって、本罪の保護法益に対する侵害は必ずしも現実的な移動の自由を奪うことを要せず、自由に移動し得る可能性（可能的自由）を侵害した場合は、なお「監禁」に当たると解する。

そうすると、Xにおいて監禁されているとの認識がなく、移動しようとの意思も生じていなかったとしても、本件閉じ込め行為の時点でその場所的移動の自由（可能的自由）を侵害したものと認められることから、本件閉じ込め行為は「監禁」に当たる。

2 甲は本件閉じ込め行為について認識、認容していることから本罪の故意が認められる。

3 以上より、甲に監禁罪が成立するという主張は妥当である。

(参考) [平成25年司法試験出題趣旨]

「監禁罪の成否については、Aは、トランク内で意識を取り戻すまでは、監禁されているとの認識もなく、移動しようとの意思も生じていなかったことから、そのような場合の**監禁罪の成否や成立時期**が問題となり、監禁罪の保護法益である「**移動の自由**」についての**自己の見解**を明らかにし、的確な当てはめを行うことが望まれる。」

〔設問2〕

第1 Xに対する携帯電話機1台の窃盗罪(235条)の成否

- 1 甲が眠っているXの上着のポケットからXの携帯電話機1台を取り出し、自分のリュックサックに入れた行為は、Xの占有する「他人の財物」である携帯電話機をXの意思に反して自己の占有に移転させる行為であるから「窃取」に当たる(以下、「第1奪取」という)。
- 2 甲は第1奪取について認識、認容していることから本罪の故意が認められる。
- 3 不法領得の意思 **参考判例2・3・4**

もっとも、甲はXの携帯電話機をXの死体から遠く離れた場所に捨てておけば、同携帯電話機のGPS機能によって発信される位置情報をXの親族等が取得した場合であっても、Xの死体の発見を困難にできる上、Xが甲とはぐれた後、山中をさまよって滑落したかのように装う犯跡隠蔽に使えると考えて第1奪取に及んでいることから、不法領得の意思の有無について検討する。

- (1) 窃盗罪は、他人の事実上の支配を侵害し他人の財物を自己の支配内に移転する領得罪であることから、本罪の成立には、不法領得の意思、すなわち、権利者を排除して他人の物を自己の所有物としてその経済的用法に従いこれを利用もしくは処分する意思があることを要する。
- (2) 甲は、後記第2のXの殺害計画について犯跡を隠蔽し、自らの犯行の発覚を防ぐ目的でXの携帯電話機を廃棄しようとして第1奪取に及んだものであり、現に、第1奪取の約10分後に上記殺害計画に着手し、Xを殺害した約3時間後に殺害現場から約6キロメートル離れた場所に上記携帯電話機を捨てていることから、第1奪取に及ん

だ時点で甲には奪取した携帯電話機について単に廃棄するだけで外に何らかの用途に利用、処分する意思はなかったものと認められる。なお、甲は携帯電話機のGPS機能によってXの死体の発見を困難にできると考えているが、かかる意図はあくまで携帯電話機を廃棄しようとした動機に過ぎないというべきであり、甲に携帯電話機から生ずる何らかの効用を享受する意思があったと認めることはできない。したがって、甲には、携帯電話機に対する不法領得の意思を認めることはできない。

4 以上より、窃盗罪は成立しない。

5 第1奪取は、Xによる携帯電話機の利用を阻害し、その効用を侵害するものとして「損壊」に当たる。したがって、Xに対する器物損壊罪（261条）が成立する。なお、第1奪取の後、実際に甲が携帯電話機を投棄した行為は不可罰的事後行為となる。

〔参考〕[平成29年司法試験出題趣旨]

「乙は「財布を捨ててしまおう。」と考え、Aから財布を奪っていることから、窃盗罪…の不法領得の意思が問題となる所、不法領得の意思の要否及び内容を明らかにした上、事実を具体的に指摘してその存否を認定する必要がある。不法領得の意思について、権利者排除意思と利用処分意思のいずれも必要とする判例の立場で、乙に利用処分意思が認められないと考えれば、乙は器物損壊罪の構成要件に該当することになる。…乙は、甲に対して、「Aが強盗に襲われて死んだように見せ掛けよう。」と言っているので、犯跡隠滅目的にも利用処分意思が認められると考えれば、乙も窃盗罪…の構成要件に該当することになるが、その場合は、犯跡隠滅目的に利用処分意思を認める理由が的確に説明されなければならない。他方、不法領得の意思について、不要説又は権利者排除意思のみで足りるとする立場によれば、乙も窃盗罪…の構成要件に該当することになるが、その場合は、判例と異なる立場に立つ理由を的確に示す必要がある。」

第2 Xに対する殺人罪（199条）の成否

甲は、Xを殺害した上でXが滑落によって事故死したように装い、犯跡を隠蔽することを計画した上で、Xを殺すため、眠っているXの首を両手で強く絞め付け（以下、「第1行為」という。）、Xを岩場の崖まで運び、Xを崖下に落とし、（以下、「第2行為」という。）、その結果、Xは頭部外傷により即死した。仮に、第1行為を第2行為とは別個の実行行為と捉え、かつ、第1行為とXの死亡結果との因果関係を否定すれば、甲には、第1行為について殺人未遂罪（203条、199条）、第2行為について過失致死罪（210条）が成立することとどまることから、以下、殺人既遂罪の成否について検討する。

[解答例 I]

1 第1行為について

(1) 実行行為

第1行為は客観的にXを窒息死させる高度の危険があり、人の生命を侵害する現実的危険性を有する行為と認められるから、殺人罪の実行行為に当たる。

(2) 結果との因果関係 **参考判例5**

ア 刑法上の因果関係は、発生した結果が実行行為の危険性を現実化したものと評価できる場合に認められる。具体的には、介在事情の異常性や結果への寄与度を考慮して判断する。

イ 上記実行行為とXの死亡結果との間には、第2行為が介在しているところ、Xの死因は、崖から地面に落下した際に頭部等を地面に強く打ち付けたことによる頭部外傷であることから、介在事情が直接の死因を形成したことは明らかである。もっとも、介在事情は、殺人を犯したと誤信した甲が犯跡を隠蔽する意図で被害者Xの遺棄に及んだものであり、甲のX殺害の意図、計画に貫かれた第1行為に付随する一連の罪証隠滅行為であることからすれば、第1行為に起因して生じた事態というべきであって、異常な介在事情とはいえない。

ウ したがって、Xの死亡結果は甲の第1行為の危険性が現実化したものと評価できるから、上記実行行為とXの死亡結果との間の因果関係が認められる。

(3) 故意（因果関係の錯誤）

甲は、上記実行行為の認識、認容に欠けるところはない。もっとも、Xの死亡結果は、客観的には第2行為によって崖から地面に落下した際に頭部等を地面に強く打ち付けたことによる頭部外傷により発生したものであるが、甲は、主観的には第1行為によりXが死亡したものと認識していたことから、因果関係の錯誤により故意が阻却されるか否かを検討する。

ア 犯罪の故意があるとするには、罪となるべき事実の認識を必要とするものであ

るが、行為者が認識した罪となるべき事実と現実に発生した事実とが必ずしも具体的に一致することを要するものではなく、両者が法定の範囲内において一致することをもって足りると解する。

イ 甲は主観的にも首を絞めて殺害するという殺人罪に当たる因果経過を認識しており、現実に発生した因果経過と法定の範囲内において一致していることから、上記のような因果関係の錯誤は故意を阻却しない。

(4) 以上より、第1行為についてXに対する殺人罪が成立する。

2 第2行為について

(1) 第2行為の時点でXはまだ生きていたことから、甲は主観的には死体遺棄罪（190条）の認識で客観的には殺人罪に当たる事実を実現しているところ、行為者が認識した事実と現実に発生した事実との間に異なる構成要件にわたる錯誤がある場合、両者の構成要件に実質的な重なり合いが認められる範囲において軽い罪について故意犯の成立を肯定すべきである（38条2項参照）。もっとも、死体遺棄罪と殺人罪は保護法益が異なっており、両罪の構成要件に重なり合いが認められないことから、甲には軽い罪である死体遺棄罪も成立しない。

(2) 甲はXが既に死んでいると軽信し続けた過失による第2行為によってXを死亡させていることから、第2行為についてXに対する過失致死罪（210条）が成立する。

3 第1行為に成立する殺人既遂罪と第2行為に成立する過失致死罪は実質的に1個の法益侵害であると認められるところ、死亡結果の二重評価を避けるために、重い前者に後者が包括して評価され、甲には殺人既遂罪一罪（包括一罪）が成立すると解する。

[解答例Ⅱ]

1 実行行為

第1行為と第2行為は、いずれも人の生命を侵害する現実的危険性を有する行為であるところ、両行為は、甲がXを殺害した上で滑落による事故死したように装って犯跡を隠蔽するという計画のもと一連の連続した意図、動機に貫かれた行為であり、客観的に

も、第2行為は第1行為のわずか約40分後に、第1行為の現場である小屋から約100メートルしか離れていない岩場の崖で行われたものであって時間的・場所的接性が認められることに照らせば、一連の殺害行為というべきである。

2 結果との因果関係

上記一連の実行行為の後、Xは即死したところ、Xの死因は、崖から地面に落下した際に頭部等を地面に強く打ち付けたことによる頭部外傷であることから、上記一連の実行行為の危険が現実化したものであることは明らかである。したがって、甲の上記一連の実行行為とXの死亡結果との間の因果関係が認められる。

3 故意（概括的故意）

行為者が故意をもって行った第1行為で既に犯罪を遂げたものと誤信し、その発覚を防ぐ等の目的で更に第2行為を行ったところ、第2行為によって先に予期した結果を発生させた場合、両行為は実質的には1つの故意に担われていると認められることから、第1行為と第2行為とを概括する故意を肯定できると解する。

甲は、第2行為によるXの死亡結果の発生を認識していないものの、上述のとおり第1行為及び第2行為は、甲がXを殺害した上で犯跡を隠蔽するという一連の殺害計画に基づくものであるから、上記一連の実行行為を概括する事前の故意が認められる。

4 以上より、第1行為及び第2行為を1個の行為としてXに対する殺人罪が成立する。

〔参考〕[令和元年予備試験出題趣旨]

「行為者が第1行為（Vの首を絞める行為）により死亡結果が発生すると予見していたのに、実際は結果が発生せず、第2行為（失神したVを海に落とした行為）により死亡結果が発生した場合（いわゆる遅すぎた構成要件の実現）の殺人既遂罪の成否に関し、第1行為と死亡結果との因果関係の有無及び因果関係の錯誤の処理、並びに、第2行為の擬律（抽象的事実の錯誤、過失致死罪の成否）について、また、第1行為と第2行為を1個の行為（一連の実行行為）と捉えた場合は、1個の行為と評価する根拠について、それぞれ検討する必要がある。」

第3 Xに対する現金3万円の窃盗罪（235条）の成否

1 甲がXの財布内から現金3万円を抜き取って自分のズボンのポケットに入れた行為は、Xの占有する「他人の財物」である現金3万円をXの意思に反して自己の占有に移

転させる行為であるから「窃取」に当たる（以下、「第2奪取」という。）。

2 故意（占有侵害の認識）

甲は、第2奪取の時点において、Xが既に死亡したものと思込んでいたことから、本罪の故意の有無、具体的には、Xの占有を侵害する認識が認められるか否かについて検討する。

(1) 死者の占有 **参考判例6**

死者には財物に対する支配の意思も事実も認められない以上、死者の占有を肯定することはできない。もっとも、刑法の目的は法益の保護にあるところ、被害者を殺害した犯人が、殺害後に財物を領得する意思を生じ、殺害行為と時間的・場所的に近接した範囲内において被害者の身に付けていた財物を領得した場合においては、被害者が生前有していた財物の占有はその死亡直後においてもなお継続して保護すべきものと解する。そうすると、被害者から財物の占有を離脱させた自己の行為を利用して当該財物を奪取した一連の行為は、これを全体的に考察して、被害者の財物に対する生前の占有を侵害したのものとして窃盗罪を構成するというべきである。

(2) 以下、甲の認識した事実について、Xの占有を侵害した事実が認められるか否かを検討する。

甲の認識において、甲は上記第2の第1行為によりXを殺害したところ、その約5分後に同殺害現場において、Xの死体を崖まで運んで崖下に落とすため、Xの背後から両脇に両手を回してXの身体を抱え上げた際、XのズボンのポケットからXの財布が床に落ち、これを見た甲は、にわかに同財布内の現金が欲しくなり第2奪取に及んでいることから、第1行為と時間的・場所的に近接した範囲内においてXの身に付けていた財物を領得したものと認められる。そうすると、甲の認識した事実を基礎としても、Xが生前有していた現金3万円の占有は、その死亡直後においてもなお継続して保護に値するというべきであり、甲が、第1行為を利用して現金3万円を奪取した一連の行為は、全体的に考察して、Xの現金3万円に対する占有を侵害したものとす

て、「窃取」に当たる。

(3) したがって、甲は窃盗罪に該当する事実を認識していたものであり、Xの占有を侵害する認識を有していたといえるから、本罪の故意が認められる。

3 上述のとおり、甲は現金欲しさから第2奪取に及んだものであるから不法領得の意思も認められる。

4 以上より、本罪が成立する。

(参考) [平成29年司法試験出題趣旨]

「まず、窃盗罪の客観的構成要件該当性については、甲と乙がAのズボンのポケットから財布を奪った時点でAは生きており、財布に対するAの占有が認められるので、甲がAのズボンのポケットから財布を取って、同財布を甲の上着ポケットにしまった行為が、客観的には窃盗罪の窃取に該当することを簡潔に指摘しておくべきである。次に、甲と乙がAから財布を奪った時点で、甲と乙はAが死亡したものと認識していたため、窃盗罪の故意に関してAの占有を侵害する認識が認められるかが問題となる。死者の占有について、判例の立場（最判昭和41年4月8日刑集20巻4号207頁等）による場合には、「被害者からその財物の占有を離脱させた自己の行為を利用して財物を奪取した」と認められるかを検討しなければならない。そして、Aの占有を侵害する認識を肯定する場合、客観的に窃盗罪の構成要件に該当するのみならず、窃盗罪の故意が認められる。Aの占有を侵害する認識を否定する場合は、Aの財布を占有離脱物と認識していたことになり、客観的には窃盗罪の構成要件に当たるとしても、主観的には占有離脱物横領罪の認識を有しているにすぎないこととなるので、抽象的事実の錯誤であることを指摘し、「構成要件の重なり合い」の有無を論じる必要がある。」

第4 罪数

以上より、甲には、①Xに対する器物損壊罪(261条)、②Xに対する殺人罪(199条)、③Xに対する窃盗罪(235条)が成立し、以上の各罪は併合罪(45条前段)となる。

以上

<参考判例>

1【広島高判昭 51.9.21（「監禁」の意義）】

「そこで記録を調査して検討するに、被告人らがP 9あるいはP 10を自動車に乗せて犯行現場に連行した際、被告人らは自動車を疾走させたほかには同女らが自動車から脱出するのを困難ならしめる方法を講じておらず、また同女らは被告人らの意図に全く気付かず、途中被告人らに対し降車せしめるよう求めたこともないことは所論のとおりであるけれども、およそ監禁罪にいわゆる監禁とは人をして一定の区域外に出ることを不可能またはいちじるしく困難ならしめることをいい、被監禁者が行動の自由を拘束されていれば足り、自己が監禁されていることを意識する必要はないと解するのが相当である。本件において被告人らは同女らを強姦する目的で偽計を用いて自動車に乗車させて疾走したものであり、自動車を疾走させることは、同女らをして容易に自動車から脱出することができないようにしてその自由を拘束するものであって、これは外形的にも社会的にも監禁行為と評価すべきものであり、これを監禁の実行行為ということを防げない。被告人らが被害者らの脱出を困難ならしめるような積極的な方法を講じていないとしても、また被害者らが被告人らの意図に気付かず降車を要求していなかったとしても、被告人らの行為が監禁罪に該当することは明らかであり、これを監禁罪に問擬したのは正当であって、原判決には所論のような過誤は存しない。論旨は理由がない。」

2【最決平 16.11.30（利用処分意思の内容）】

「他方、本件において、被告人は、前記のとおり、郵便配達員から正規の受送達者を装って債務者あての支払督促正本等を受領することにより、送達が適式にされたものとして支払督促の効力を生じさせ、債務者から督促異議申立ての機会を奪ったまま支払督促の効力を確定させて、債務名義を取得して債務者の財産を差し押さえようとしたものであって、受領した支払督促正本等はそのまま廃棄する意図であった。このように、郵便配達員を欺いて交付を受けた支払督促正本等について、廃棄するだけで外に何らかの用途に利用、処分する意思がなかった場合には、支払督促正本等に対する不法領得の意思を認めることはできないというべきであり、このことは、郵便配達員からの受領行為を財産的利得を得るための手段の一つとして行ったときであっても異ならないと解するのが相当である。そうすると、被告人に不法領得の意思が認められるとして詐欺罪の成立を認めた原判決は、法令の解釈適用を誤ったものといわざるを得ない。」

3【東京地判昭 62.10.6（犯跡隠滅目的①）】

「窃盗罪が成立するためには、他人の占有を奪取する時点において、行為者に不法領得の意思が存在することが必要であり、判例（大判大正四年五月二日刑録二一輯六六三頁、大判昭和九年一月二日刑集一三卷一七八九頁、最判昭和二六年七月一三日刑集五卷一四三七頁参照）によれば、不法領得の意思とは、「権利者を排除し他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従いこれを利用し又は処分する意思」をいうと解されている。この点につき、検察官は、不法領得の意思とは所有者ないし正当な権限を有する者として振る舞う意思を指し、判例のいう「経済的用法」の要件はその典型的な場合をいうのであって、右文言に拘泥したり、これを厳密に解すべきではない旨主張している。たしかに、文字どおりの意味での「経済的用法」である必要はないと解されるが、そもそも不法領得の意思が判例上必要とされるに至った理由が、前記引用の判例によっても明らかのように、一つには毀棄・隠匿の目的による占有奪取の場合を窃盗罪と区別するためであることや、刑法が窃盗罪と毀棄罪の法定刑に差を設けている主たる理由は、犯人の意図が物の効用の享受に向けられる行為は誘惑が多く、より強い抑止的制裁を必要とする点に求めるのが最も相当であることを考えると、不法領得の意思とは、正当な権限を有する者として振る舞う意思だけでは足りず、そのほかに、最少限度、財物から生ずる何らかの効用を享受する意思を必要とすると解すべきである。…（中略）…

右の事実関係によれば、被告人らは犯行の発覚を防ぐため腕時計等を投棄しようとしてこれらを死体から剥がし、予定どおり投棄に赴いており、その間被告人らが腕時計等の占有を約一時間にわたり継続したのも専ら死体と一緒に運ぶためであって、場合によってはこれらを利用することがありうると認識していたわけでもないから、被告人らには、未必的にせよ腕時計等から生ずる何らかの効用を享受する意思があったということではできない。本件においては、その後、被告人乙によって腕時計が買入れされる等の事態に至っているが、被告人らが腕時計等の占有を完全に取得した以後の段階において、その効用を享受す

る意思が生ずるに至ったとしても、遑って占有奪取時における主観的要件を補完するものでないことはいうまでもない。結局、本件では、被告人らが腕時計等の占有を取得した時点においては、不法領得の意思を認めることはできない。」

4【東京高判平 12.5.15（犯跡隠滅目的②）】

「被告人の第一の犯行における行為は強盗罪にいう「強取」行為に、被告人の第三の犯行における行為は窃盗罪にいう「窃取」行為に、それぞれ該当する典型的な形態のものと認められる。そして、被告人は、前記のように、金員そのものを強奪したり盗んだりするのを主目的としてはいなかったとはいえ、単に物を廃棄したり隠匿したりする意思からではなく、第一の犯行では事前から物取りを装う意図を有していて、A子が生命を守るのと引替えに自分のバッグを提供したのに乗じてそのバッグを奪っており、第三の犯行ではその場で物取りを装おうと考え、その意図を実現するのに相応しい前記金品を持ち出して所有者の占有を奪っているのであるから、すでに右の事実関係からして、いずれの場合も被告人には不法領得の意思があったものというべきである。被告人は、各犯行後に、取得した金品の一部を廃棄したり、保管し続けて、費消・売却等の処分行為をしていないが、そのことで不法領得の意思が否定されることにはならない。」

5【大判大正 12.4.30（遅すぎた構成要件の実現）】

「原判決ノ認定シタル事實ニ依レハ被告ハVヲ殺害スル決意ヲ爲シ細麻繩約八、九尺ノモノヲ以テ熟睡中ナルVノ頸部ヲ絞扼シVハ身動セサルニ至リシヨリ被告ハVハ既ニ死亡シタルモノト思惟シ其ノ犯行ノ發覺ヲ防ク目的ヲ以テ頸部ノ麻繩ヲモ解カスシテVヲ背負ヒ十數町ヲ距テタル海岸砂上ニ運ヒ之ヲ放置シ歸宅シタル爲Vハ砂末ヲ吸引シ遂ニ同人ヲシテ頸部絞扼ト砂末吸引トニ因リ死亡スルニ至ラシメ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノトス故ニ被告ノ殺害ノ目的ヲ以テ爲シタル行爲ノ後被告カVヲ既ニ死セルモノト思惟シテ犯行發覺ヲ防ク目的ヲ以テ海岸ニ運ヒ去リ砂上ニ放置シタル行爲アリタルモノニシテ此ノ行爲ナキニ於テハ砂末吸引ヲ惹起スコトナキハ勿論ナレトモ本來前示ノ如キ殺人ノ目的ヲ以テ爲シタル行爲ナキニ於テハ犯行發覺ヲ防ク目的ヲ以テスル砂上ノ放置行爲モ亦發生セサリシコトハ勿論ニシテ之ヲ社會生活上ノ普通觀念ニ照シ被告ノ殺害ノ目的ヲ以テ爲シタル行爲トVノ死トノ間ニ原因結果ノ關係アルコトヲ認ムルヲ正當トスヘク被告ノ誤認ニ因リ死體遺棄ノ目的ニ出テタル行爲ハ毫モ前記ノ因果關係ヲ遮斷スルモノニ非サルヲ以テ被告ノ行爲ハ刑法第百九十九條ノ殺人罪ヲ構成スルモノト謂フヘク此ノ場合ニハ殺人未遂罪ト過失致死罪ノ併存ヲ認ムヘキモノニ非ス故ニ被告ノ行爲ヲ刑法第百九十九條ニ間擬シタル原判決ノ法律適用ハ洵ニ正當ニシテ論旨ハ理由ナシ」

6【最判昭 41.4.8（死者の占有）】

「被告人は、当初から財物を領得する意思は有していなかったが、野外において、人を殺害した後、領得の意思を生じ、右犯行直後、その現場において、被害者が身につけていた時計を奪取したのであつて、このような場合には、被害者が生前有していた財物の所持はその死亡直後においてもなお継続して保護するのが法の目的にかなうものというべきである。そうすると、被害者からその財物の占有を離脱させた自己の行為を利用して右財物を奪取した一連の被告人の行為は、これを全体的に考察して、他人の財物に対する所持を侵害したものというべきであるから、右奪取行為は、占有離脱物横領ではなく、窃盗罪を構成するものと解するのが相当である」

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU23566